

動産総合保険のご案内

このたびは、当社をご用命いただき誠にありがとうございます。

当社では、お客様に安心して物件をご使用いただくため、万一の事故に備え「動産総合保険」を付保しております。

1. 動産総合保険とは

原則として全ての動産（但し、以下物件を除く）を対象とした日本国内で発生する偶然かつ外来の事故によって生じる損害を総合的に担保する保険です。

対象除外物件

- ①不動産および不動産に準ずる物件
（石油タンク、ガスタンク、アーケード、エスカレーター、エレベーター、塔類など）
- ②航空機、船舶、自動車など

2. 保険金の支払われる損害

この保険では、担保地域内における偶然かつ外来の事故によって生じた損害を填補いたします。但し、「3. 保険金が支払われない主な損害」にご注意願います。

●通常予測される損害は以下のとおりです。

- ①火災・落雷・破裂・爆発による損害
- ②他物の衝突・落下・接触などによる破損・曲損
- ③盗難
- ④風災（暴風・竜巻など風による損害）
- ⑤水災（台風・暴風雨・豪雨・洪水・土砂崩れなど、類似の自然災害に起因する損害）

*損害の填補率は機種により異なりますので、詳細は当社までお問合せ下さい。

3. 保険金が支払われない主な損害

この保険ではさまざまな損害を填補いたしますが、以下の損害は対象外となります。

- ①原因を特定できない損害、または、原因とされる事故との因果関係を立証できない損害
- ②故意または重大な過失による損害
- ③自然の損耗または劣化、さび、かび、変質、変色、ひび割れなど又はねずみ食い、虫食いによる損害
- ④欠陥、または、瑕疵による損害
- ⑤差押、收容、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害
- ⑥保険の目的の加工着手後の損害
- ⑦戦争・暴動による損害
- ⑧地震・噴火・津波による損害
- ⑨原子力による損害
- ⑩修理、清掃、解体、据付などの作業上の過失または技術の拙劣による損害
- ⑪偶然な電氣的・機械的の事故による損害（機械内部に原因のある損害）
- ⑫詐欺または横領による損害
- ⑬置き忘れまたは紛失による損害
- ⑭届け出て頂いている設置場所以外での損害

⑮以下いずれかに該当する部分に生じた単独損害

A) 真空管・ブラウン管・電球などの管球類

B) ガラス部分

C) 弦（ピアノ線含む）および打楽器の打皮

D) クローラ、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル・バケット・ショベルなどの刃またはつめに相当する部分、ケーシング、チューブなどの消耗品または消耗材

E) 工具類

F) 潤滑油、燃料などの運転用資材

⑯情報（プログラム、ソフトウェア及びデータ）のみに生じた損害、その結果を受けて生じた損害、損失

4. 保険期間

保険期間は、借受証発行日または物件受領証発行日（検収日）から、リース期間満了日または最終回賦払金弁済期日まで、1年ごとに更新されます。

5. もしも事故が起こったら

(1) 直ちに以下の方法でご連絡願います。

下表の書類を、当社保険事故受付センターにご提出下さい（直ちに当社から保険会社への提出を要します）。

若し、速やかに下表の書類が調わない場合は、当社保険事故受付センターまで、直ちに事故の発生を電話で一報下さい。その際、「事故状況報告書」のみはご記入の上、FAXで送信願います。

	衝突・落下 接触等	火災	水災	落雷	盗難
事故状況報告書（当社書式）	○	○	○	○	○
写真（カラープリント）	○	○	○	○	—
修理見積書（原本）	○	○	○	○	—
証明書類	—	罹災証明書	気象証明書 又は新聞記事	気象証明書 又は新聞記事	盗難届報告書 （当社書式）

① 「事故状況報告書」は、当社指定の用紙をご使用頂きますが、お手許に用紙が無い場合は直ちにお送り申し上げます。当社保険事故受付センターにお申し付け下さい。

② 事故の状況によっては、別途書類のご提出をお願いする場合がございます。

③ 「事故状況報告書」の裏面を良くお読み下さい。

(2) 物件の修理と損傷部品の廃棄は、必ず、当社および保険会社の了承後にご着願います。

(3) 下記の場合は、保険金が支払われません。

① お客様が、当社及び保険会社の了承以前に、物件の修理または損傷部品の廃棄に着手された場合で、且つこれを原因として保険会社の事実確認が不可能となった場合。

② お客様や修理依頼先から、保険会社による問合せにご協力頂けない場合。

③ ご提出頂いた書類に事実と異なる記載をし、若しくはその書類、証拠を偽造、変造した場合。

(4) 下記の場合は、当社が保険金を請求できません。

- ①ご提出頂いた書類に不備が有り事実の確認ができない場合、または虚偽の記載がなされた場合。
- ②事故の原因が特定出来ない場合。

(5) 修理に直接関係のない以下の費用は、保険金支払いの対象となりません。

- ①写真代、見積費用
- ②損害の原因の調査費用、ならびに損害の範囲を確定するために要する調査費用
- ③物件を再稼動するために要する点検・調整・試運転費用
- ④修理費用のうち、応急措置的な修理（仮修理）に伴う費用
- ⑤損害を受けた物件の代替として使用する物件の賃借費用
- ⑥損害を受けた物件の復旧工事に伴う残業・深夜・休日勤務に伴う割増賃金の費用

(6) 保険金のお支払い

①分損事故の場合

お客様より「修理完了報告書（当社書式）^{※1}」と、修理依頼先発行の「修理代金請求書^{※2}」をご提出いただいた後に、当社は保険会社から受領した保険金を限度として、お客様にお支払いいたします。

※1「修理完了報告書」の用紙がお手許に無い場合は、お申し付け頂ければ直ちにお送り申し上げます。

②全損事故の場合

全損事故の場合は、その時点で契約は終了し、規定損失金または残割賦代金をお支払い頂きます。

但し、当社は保険会社より受領した保険金を限度とし、規定損失金または残割賦代金に充当させて頂きます。

以上